

保 医 第 9 号
令和7年4月8日

県内各医療機関等の管理者 殿

沖縄県保健医療介護部長
(公 印 省 略)

沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例等の
一部改正について (通知)

みだしのことについて、下記のとおり一部改正について公布及び施行されましたので通知いたします。

なお、当該一部改正を反映した申請・届出等様式につきましては、沖縄県医療政策課ホームページ「医療法に基づく申請様式集」に掲載しております。

記

改正の概要

1. 沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 (令和7年3月31日沖縄県条例第17号)
 - (1) 病院の人員の基準について、従業者の区分に管理栄養士を加える。(第5条関係)

2. 沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則 (令和7年3月31日沖縄県規則第32号)
 - (1) 病院の人員の基準について、従業者の区分に管理栄養士を加える。(第4条関係)

3. 医療法施行細則の一部を改正する規則 (令和7年3月28日沖縄県規則第19号)
 - (1) 病院等の開設許可申請に履歴書を添付しなければならない職に、管理栄養士を加える。(第2条関係)
 - (2) 病院等の開設許可申請書や届出等の様式の規定を整理する。(第1号様式、第2号様式、第5号様式の2、第5号様式の4、第6号様式、第7号様式、第19号様式、第44号様式、第45号様式及び第46号様式関係)